

令和7年2月27日 開会  
令和7年2月27日 閉会

令和7年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和7年 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和7年2月27日（木曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

奥山 光一 議員

大関 光敏 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 2月27日 至 2月27日1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議長 多比良 和 伸  
議員 柴 田 一 孔  
三 本 英 司  
川 畑 智 昭  
奥 山 光 一  
沢 田 広 志  
川 野 敏 夫  
大 関 光 敏  
笹 木 笑 子

○欠席議員（1名）

副議長 中 川 清 美

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦  
監 査 委 員 中 村 一 久

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守  
事 務 局 長 堀 田 一 茂  
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 川 端 幸 人

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局係長 階 上 五 月

○議長

会議に入る前に、報告がございます。上砂川町議会選出の越前等議員の組合議員任期満了に伴いまして、新たに笹木笑子議員が組合議員に選出されましたのでご報告申し上げます。ここで、笹木笑子議員よりご挨拶をお願いいたします。

○笹木笑子議員

おはようございます。上砂川町、笹木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会 午前9時54分

◎開会宣告

○議長

これより令和7年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

議員の欠席、遅参報告について事務局から報告させます。

事務局。

○事務局次長

ご報告申し上げます。中川議員から議長に欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、奥山光一議員及び大関光敏議員を指名します。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、2月27日、1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は2月27日1日間と決定しました。

### ◎日程第3 主要行政報告

#### ○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

事務局長。

#### ○事務局長

それでは、私から令和6年10月以降の保健衛生組合の主要行政について、ご報告申し上げます。主要行政報告をご覧いたします。

1. 議会関係では、令和6年第2回組合議会定例会を令和6年11月29日に開催したところであります。

2. 総務関係では、例月出納検査につきまして、記載の日程により4回実施されたところであります。

3. 共同事務では、はじめに、火葬場施設に関する事務について、「吉野斎苑」にかかる火葬炉・動物炉の使用状況は、令和6年4月から12月まで、遺体が427件、死胎・その他が4件、動物が428件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。つぎに、ごみ処理施設に関する事務について、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況であります。令和6年4月から12月まで、可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で666万2,680kgであり、前年度と比較して24万8,050kgの減、率にして96.41パーセント、3.59パーセントの減であります。つぎに、「中・北空知エネクリーン」への可燃ごみ搬送量であります。令和6年4月から12月まで431万9,890kgであり、前年度と比較して11万5,570kgの減、率にして97.39パーセント、2.61パーセントの減であります。なお、「クリーンプラザくるくる」へ搬入された、可燃ごみ合計389万5,540kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、主要行政報告といたします。

### ◎日程第4 議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算について

#### ○議長

日程第4、議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

#### ○事務局次長

議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正は、第1号であります。第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3

億6, 809万5千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。2款、総務費、1項、1目、一般管理費で6万6千円の減額補正は、需用費の印刷製本費に5万4千円増額見込で、役務費の手数料が12万円減額する見込となり、補正となったものであります。16ページをお開き願います。3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費で80万7千円の増額補正は、人件費の増と需用費の増によるものです。需用費の増は修繕費で、吉野斎苑の西側外壁のタイルが剥がれたため、緊急で修繕を行う必要が生じたので、経常費の修繕費から支出したためその分の増額になります。18ページをお開き願います。2項、1目、ごみ処理施設管理費で261万7千円の増額補正は、人件費89万4千円の増、さきほど説明の火葬場費にも同じ事が生じておりますが、一般職員・会計年度職員の給与改定による増になります。旅費14万円の減。需用費の光熱水費400万円の減。この光熱水費減の要因としては、政府の補助金が今年度は半年ほど継続されたため、減額補正できる見込となりました。修繕料250万5千円の増。これはくるくるに設置のエレベーターバッテリーが消耗したため取替が必要となった修繕と、くるくる正面自動ドアを開閉する為の基盤が壊れ、緊急で修繕が必要になりました事と、くるくる処理棟の2階作業場事務所及び手選別ラインの蛍光灯でございますが、蛍光灯本体が次々壊れ、緊急的に安定器仕様からLED仕様に交換が必要になったものでございます。また、委託料335万6千円の増。これの主な要因は、くるくる処理棟での緊急を要する修繕が発生していますので、委託先であるK E E株式会社との包括委託の追加を行い、点検補修を実施するためのものでございます。

以上が歳出であります。歳入については総括でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。1款、分担金及び負担金は、歳出予算における構成市町の分担額から使用料及び手数料等の歳入を見込み、246万7千円を減額するものであります。2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及びごみ処理手数料で308万7千円を増額するものであります。3款、諸収入は、273万8千円を増額するものであります。諸収入増の主な要因は、資源ごみ売払収入で255万円の増でございます。

以上、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 行政執行方針

### ○議長

日程第5、これより組合長の行政執行方針の説明を求めます。

組合長。

### ○組合長

令和7年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、令和7年度保健衛生組合行政の執行方針について申し上げます。

昨年を振り返りますと、1月1日に能登半島地震が発生し、その後さらに被災地を豪雨が襲うなど、自然災害が猛威を振りました。被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

保健衛生組合の事業におきましては、身近な生活環境の保全など地域住民の日常生活と密接につながっており、一般廃棄物の効率的で適正な処理に努めるとともに、火葬場施設の利便性の向上を図りながら、安全で安心できる快適な生活環境の確保に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

今、世界はロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化や中東での大規模な紛争はもとより、各国で様々な情勢の変化があり、先行きが不透明な状況となっています。このような状況の中、構成市町における財政運営は一段と厳しい状況にあることから、効率的かつ効果的な管理運営を行うことで経費の節減を図り、構成市町との連携のもと適正な事務処理に努めてまいります。

以下、事業ごとに順次申し上げます。はじめに、「吉野斎苑」火葬場について申し上げます。施設の運営にあたりましては、常にご遺族の心に配慮した適切な対応に努めているところであり、施設の維持管理につきましては、本年度におきましても火葬炉の再燃焼室耐火レンガ交換、炉内台車耐火物交換などを計画的に補修整備を実施してまいります。つぎに、ごみ処理施設についてであります。一般廃棄物処理施設「クリーンプラザくるくる」では、「雑紙」を資源として回収するとともに、リサイクル施設における「小型家電」のピックアップ回収、粗大・不燃ごみや、破碎後に発生する木くずの再利用に継続して取り組むなど、ごみの減量化と資源化を図り、ごみの効率的かつ適正な処理に努めるとともに、施設の適切な管理を行い、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の形成を推進してまいります。

つぎに、組合会計予算について申し上げます。本年度予算の総額は、377,432千円で、前年度当初予算と比較しますと、額で12,695千円、率で3.48パーセントの増となっております。歳入では、全体の87.67パーセントにあたる構成市町の分担金330,883千円、各施設での使用料及び手数料43,396千円が主な財源となっ

ております。歳出では、火葬場費は、65,404千円で前年度比1.51パーセントの増で、主な要因は火葬炉の計画的に行っている修繕費の増と、吉野斎苑施設の維持修繕にかかる経費の増によるものであります。ごみ処理施設費は、299,382千円で前年度比3.65パーセントの増で、主な要因は「クリーンプラザくるくる」の需用費は減少いたしますが、維持管理計画に基づく管理等委託料の増及び備品購入費、ホイールローダ購入と事務用パソコン更新の増によるものであります。

以上、申し上げてまいりましたが、効率的かつ安定的な管理運営、さらには構成市町と緊密な連携のもと、本組合の目的達成に最善の努力を図ってまいりますので、組合議会並びに関係各位のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、令和7年度行政執行方針といたします。よろしくお願いたします。

◎日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第6、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の趣旨を踏まえ、本組合職員に対する仕事と生活の両立支援について定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。次ページは、砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては、4ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。尚、改正内容につきましては、要点となる部分のみの説明とさせていただきます。第8条の3といたしましてあらたに1条を加えるものでございますが、これは、育児又は介護を行う職員の超勤勤務の制限に係る規定の追加でございます。第16条は、介護休暇の定めであり、第16条第1項中「定める者」の次に「(第16条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加え、「又は」を「又は」に改めるものであります。また、第16条の3、第16条の4を新たに加えるものでございますが、これは、仕事と介護の両立支援に関する規定の追加でございます。附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。  
ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより議案第3号を採決します。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第7、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じた本組合職員の扶養手当及び通勤手当の改定等をするほか、刑法等の一部を改正する法律等の一部が施行されることに伴い、罰則に係る刑の種類を改めるとともに条文を整理するため、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページは、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては、8ページ議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分には、アンダーラインを表示しております。尚、改正内容につきましては、要点となる部分のみの説明とさせていただきます。

第1条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。第9条は、扶養手当の定めであり、第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「終身労務に服することができないと認められる者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同項第5号とするものでございます。第9条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6、

500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に第5項として5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。を加えるものであります。第10条は、通勤手当の定めであり第10条第2項第1号中「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除してから～その号の以下最後までを削り、同項第3号中「。(1箇月当たりの運賃等相当額 から～その号の以下最後までを削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条に第3項を新たに加えるものでございますが、この新たに加えるものは、通勤手当の上限額を150,000円へ変更する規定の追加でございます。つぎに、第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第2条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正であります。附則第1項中「規定」の次に「並びに附則第4項及び第5項の規定」を加え、附則に（号俸の切替え）の定め、（切替日前の異動者の号俸の調整）の定め、（委任）の定めを追加するものであります。

次に、次ページ附則であります（施行期日）の定め、（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）の定め、（罰則の適用に関する経過措置）の定め、（委任）の定めであります。附則別表号俸の切替表、5ページから7ページに添付してございますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長

これより質疑に入ります。  
ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより議案第4号を採決します。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

○議長

日程第8、議案第2号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の表紙をお開きください。議案第2号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7千743万2千円と定めるものであります。5ページをお開き願います。この予算を令和6年度当初予算と比較しますと、額で1千269万5千円の増、率で3.48パーセントの増となったところであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款、議会費、1項、1目、議会費は、13万5千円で前年度と同額であります。18ページをお開き願います。2款、総務費、1項、1目、一般管理費は137万1千円で、前年度と比較して78万4千円の増となります。主な内訳は、負担金補助及び交付金の増86万3千円で、これは、砂川市に対して支払う公会計システムにかかわる電算事務負担金で、令和7年度システムの更新が行われるため、システムの構築費用と市役所とつなげているパソコンの購入負担金になります。1項2目、会計管理費は20万円で前年度と同額であります。20ページをお開き願います。3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費は6,540万4千円で、前年度と比較して97万1千円の増となります。増額の主な内訳は、修繕費149万3千円の増。これは、新規事業となります、「吉野斎苑浄化槽チェッカープレート作成・交換でありまして49万7千円」これは、吉野斎苑の裏側にあります浄化槽の鉄製のふた、3箇所2枚ずつ。老朽化によって危険な状態なので予算を計上したものです。また、吉野斎苑炉の計画的に修繕をしているうえでの増額が99万円となります。予算書の22ページをお開きください。2項1目、ごみ処理施設管理費は3億1千32万2千円で、前年度と比較して1千94万円の増となります。主な増額の要因としましては、委託料の増で、くるくるの委託先であるK E E株式会社との包括委託の増731万3千円になります。これは計画的に行っているものになります。備品購入費の増167万8千円、これは、令和4年7月より重機借上料を計上してきたホイールローダが令和7年6月で契約満了となり、その後は残価精算するためであります。金額は110万円。それと、事務用パソコンの購入です。令和元年度に導入したパソコンが老朽化し不具合も生じています。また、OSのサポートが10月に終了することから更新をいたします。更新するのは、パソコン本体のみ4台です。また、人件費につきましては、火葬場費とごみ処理施設管理費で、合わせて516万円の増になります。

以上が歳出であります。歳入につきましては、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款、分担金及び負担金は3億3,088万3千円で、前年度と比較して1,740万6千円の増で、2款、使用料及び手数料は4,339万6千円で、

前年度と比較して456万1千円の減。3款、諸収入は315万3千円で、前年度と比較して15万円の減となります。以上が歳入であります。26ページから33ページには、給与費明細書を添付してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○議長

日程第9、報告第1号 例月出納検査報告を議題とします。

例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号例月出納検査報告を終わります。

#### ◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了しました。

これをもちまして、令和7年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時22分

自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月27日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員